

県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

企業局事項

- 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程 1
- 沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程 3
- 沖縄県企業局防火等管理規程の一部を改正する規程 3
- 沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程 4
- 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 4
- 沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程 5
- 沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程 5

病院事業局事項

- 令和3年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程 6
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 7
- 沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部を改正する規程 13
- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程 15
- 沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令 18
- 沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令 19
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 19
- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令 20

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第2号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 棚 原 憲 実

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「庶務班長が置かれていない出先機関のうち、庶務課長が置かれている出先機関にあっては、庶務課長、庶務課長が置かれていない出先機関にあっては、次長」を「水質管理事務所にあっては、次長」に改める。

様式第3号（その1）、様式第4号（その1）、様式第5号（その1）、様式第5号の2（その1）及び様式第5号の3（その1）中「班 長」を「班 長」に、「班 員」を「班 員」に改める。
(課長) (課員)

様式第6号中「平成 年度」を「 年度」に改める。

様式第12号（その1）及び様式第13号（その1）中「班 長」を「班 長」に、「班 員」を「班 員」に改める。
(課長) (課員)

様式第20号中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第23号（その1）から様式第23号（その3）までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第23号（その4）中「作成日」を「作成日 年 月 日」に改める。

様式第28号の2、様式第28号の3、様式第29号及び様式第30号中「班 長 を「班 長」に、「班 員 を「班 員」に改める。

様式第31号中 「平成 年度」を「 年度」に改める。

様式第33号中「班 長 を「班 長」に、「班 員 を「班 員」に改める。

様式第34号中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第35号、様式第37号（その1）及び様式第39号の2中「班 長 を「班 長」に、「班 員 を「班 員」に改める。

様式第42号中「班 長 を「班 長」に、「班 員 を「班 員」に、「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第44号及び様式第45号中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第46号中「施設管理課」を「施設管理班」に、「庶務課」を「庶務班」に、「課長」を「班長」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第47号中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第48号中「平成 年度」を「 年度」に、「班 長 を「班 長」に、「班 員 を「班 員」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第49号中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第49号の2中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「班 長 を「班 長」に、「課 員 を「班 員」に改める。

様式第51号の2中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第51号の3中「班 長 を「班 長」に、「班 員 を「班 員」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第52号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「班 長 を「班 長」に、「班 員 を「班 員」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 棚 原 憲 実

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局組織規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表沖縄県企業局久志浄水管理事務所の項中「大保取水ポンプ場」を「大保ダム取水ポンプ場」に改め、「源河取水ポンプ場」の次に「、我部祖河取水ポンプ場、羽地ダム取水ポンプ場」を加え、「天底調整池、名護調整池、喜瀬調整池及び根路銘調整池」を「名護調整池及び喜瀬調整池並びに根路銘原水調整池、大保原水調整池及び許田原水調整池」に改め、「伊地調圧水槽」の次に「、潟原調圧水槽」を加え、「今泊増圧ポンプ場、」を削り、「導水路トンネル」を「東系列導水路トンネル」に改め、同表沖縄県企業局石川浄水管理事務所の項中「金武第1取水ポンプ場、」を削り、「倉敷ダム取水ポンプ場及び漢那ダム取水ポンプ場」を「漢那ダム取水ポンプ場及び金武ダム取水ポンプ場」に改め、「与勝調整池、」を削り、「及び喜仲調整池並びに金武調圧水槽」を「、東恩納調整池、山城調整池及び具志川調整池並びに石川原水調整池及び喜仲原水調整池並びに金武調圧水槽、瀬良垣調圧水槽、恩納調圧水槽、山城第1調圧水槽及び山城第3調圧水槽」に、「、平良川増圧ポンプ場及び石川増圧ポンプ場」を「及び平良川増圧ポンプ場」に、「瑞慶山導水管」を「倉敷導水管」に改め、同表沖縄県企業局北谷浄水管理事務所の項中「及び北大東浄水場」を「、北大東浄水場及び阿嘉浄水場」に、「伊波調整池、喜名調整池及び栗国調整池」を「栗国調整池及び北大東調整池並びに伊波原水調整池及び喜名原水調整池並びに上勢頭調圧水槽及び普天間調圧水槽」に改め、「及び緊急井戸群」を削り、「瑞慶山接合井」を「倉敷接合井」に改め、同表沖縄県企業局西原浄水管理事務所の項中「、新里調整池」及び「、中山調整池」を削り、「及び大里調整池」を「、大里調整池及び中城調整池並びに西原原水調整池」に改め、「奥間増圧ポンプ場、新里第1増圧ポンプ場、新里第2増圧ポンプ場、」を削り、「大城増圧ポンプ場」の次に「、西原東増圧ポンプ場」を加える。

第10条の表沖縄県企業局久志浄水管理事務所の項及び沖縄県企業局石川浄水管理事務所の項中「浄水管理班」を「浄水班 施設管理班」に改め、同表沖縄県企業局北谷浄水管理事務所の項中「庶務課 浄水課 施設管理課」を「庶務班 浄水班 施設管理班」に改め、同表沖縄県企業局西原浄水管理事務所の項中「浄水管理班」を「浄水班 施設管理班」に改める。

第12条中「第8号」を「第7号」に改める。

第14条の表企業技術統括監の項及び建設調整監の項中「建設計画課」を「建設課」に改める。

第16条の表課長の項を削る。

第17条の見出し中「班等」を「班」に改め、同条中「（班が置かれていない出先機関にあっては、課）」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の表沖縄県企業局北谷浄水管理事務所の項の改正規定（「及び北大東浄水場」を「、北大東浄水場及び阿嘉浄水場」に改める部分に限る。）は、令和3年3月29日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第4号

沖縄県企業局防火等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 棚 原 憲 実

沖縄県企業局防火等管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局防火等管理規程（昭和53年沖縄県企業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「それぞれ所長」の次に「（水質管理事務所長を除く。）」を加える。

第3条第2項中「次長（次長を2人置く出先機関にあっては、庶務を担当する次長。以下同じ。）」を、次

長を置かない出先機関にあつては総括担当の課長相当職を「技術総括（水質管理事務所にあつては、所長）」に改め、同条第3項中「庶務班長が置かれていない出先機関のうち、庶務課長が置かれている出先機関にあつては、庶務課長、庶務課長が置かれていない出先機関にあつては課長相当職」を「水質管理事務所にあつては、所長が指名する者」に改める。

第5条第3項中「次長をもって充て、次長が置かれぬ出先機関にあつては総括担当の課長相当職とする」を「技術総括及びセンター長（水質管理事務所にあつては、所長）をもって充てる」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第5号

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 棚 原 憲 実

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程（昭和60年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第18条中「庶務班が置かれていない出先機関のうち、庶務課が置かれている出先機関にあつては、庶務課、庶務課が置かれていない出先機関にあつては、総括班」を「水質管理事務所にあつては、総括班」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第6号

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

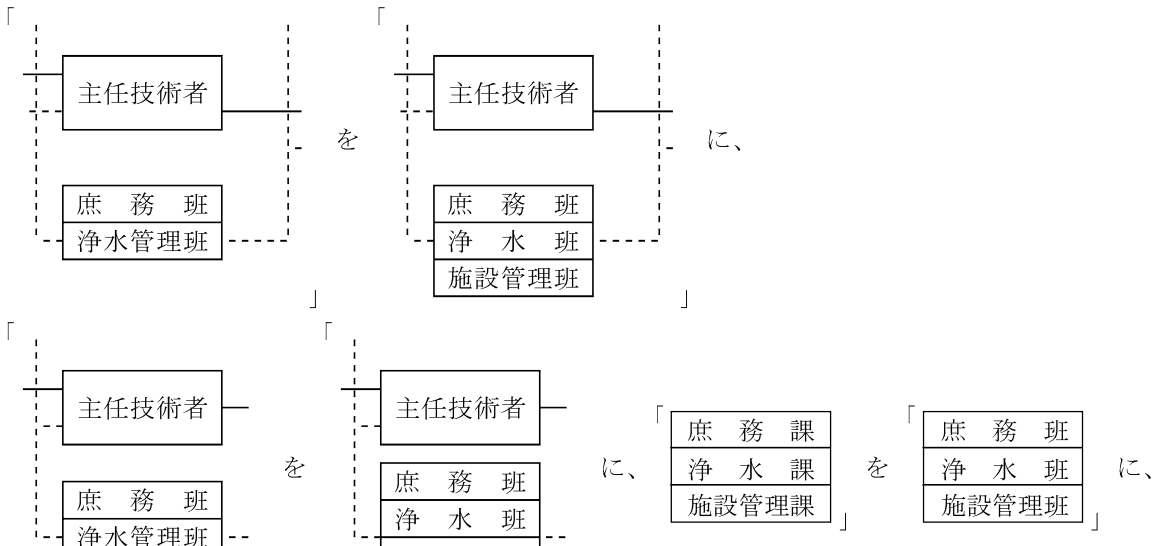
令和3年3月29日

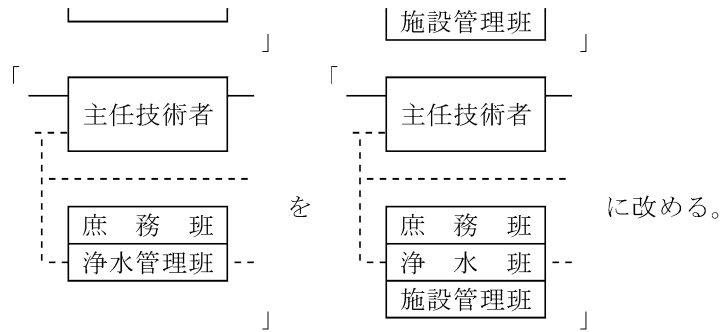
沖縄県公営企業管理者
企業局長 棚 原 憲 実

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程（平成4年沖縄県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別図中「喜如嘉取水ポンプ場」を「喜如嘉取水ポンプ場（休止）」に、





附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第7号

沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 棚 原 憲 実

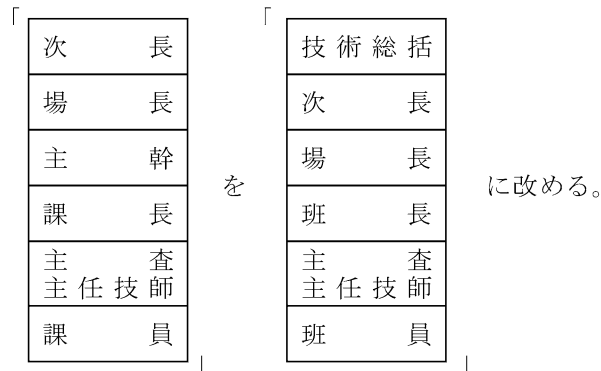
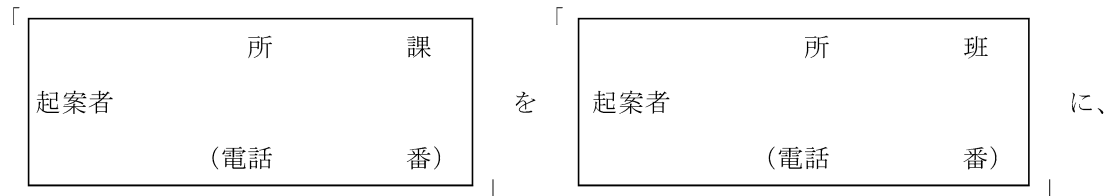
沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局文書管理規程（平成7年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「昭和56年内閣告示第1号」を「平成22年内閣告示第2号」に改め、同条第3項中「日本工業規格A列4判」を「日本産業規格A列4番」に改める。

第7条第1項中「若しくは出先機関の課長又はこれに準ずる者」を「（水質管理事務所にあつては、次長）」に改める。

第6号様式中



附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第8号

沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 棚 原 憲 実

沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局エネルギー管理規程（平成18年沖縄県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第7条第1項」を「第10条第1項」に、「第17条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第4条第1項中「第7条の2第1項」を「第8条第1項」に改める。

第5条第1項中「第7条の3第1項」を「第9条第1項」に改める。

第7条第2項中「第9条第1項」を「第51条第1項」に改める。

第8条第1項中「第13条第1項」を「第12条第1項及び第14条第1項」に改める。

第11条第3項中「（技術総括が置かれていない浄水管理事務所にあつては、次長）」を削る。

第12条第2項中「及び浄水管理班長（浄水管理班長が置かれていない浄水管理事務所にあつては、浄水課長及び施設管理課長）」を「、浄水班長及び施設管理班長」に改め、同条第6項中「浄水管理班（浄水管理班が置かれていない浄水管理事務所にあつては、浄水課又は施設管理課）」を「浄水班又は施設管理班」に改める。

別表第3中
 「久志浄水管理事務所浄水管理班長
 石川浄水管理事務所浄水管理班長
 北谷浄水管理事務所浄水課長
 北谷浄水管理事務所施設管理課長」
 を
 「久志浄水管理事務所浄水班長
 久志浄水管理事務所施設管理班長
 石川浄水管理事務所浄水班長
 石川浄水管理事務所施設管理班長
 北谷浄水管理事務所浄水班長
 北谷浄水管理事務所施設管理班長」
 に、「西原浄水

管理事務所浄水管理班長」を「西原浄水管理事務所浄水班長
 西原浄水管理事務所施設管理班長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第4号

令和3年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

令和3年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号。以下「給与規程」という。）附則第8項の規定に基づき、令和3年4月1日における沖縄県病院事業企業職員のうち、給与規程別表第13の中欄に掲げる職を占める職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（令和3年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例）

第2条 令和3年4月1日において、一般職員を沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「県職員給与条例」という。）第7条第3項の規定による昇給（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（以下この項及び次項において「基準号給数」という。）とする。ただし、前年の昇給日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和2年沖縄県病院事業局管理規程第5号）第2条の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）第5条の10第3項、初任給等規則第25条第2項（初任給等規則第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数

は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の定める一般職員にあっては、管理者の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項ただし書の規定による号給数が零となる一般職員
 - (2) 次項第3号に掲げる一般職員で管理者が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 2 一般職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（県職員給与条例第7条第5項又は現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）第7条第2項括弧書の規定の適用を受ける知事部局の職員の例によることとされる職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあっては、1号給以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
- 3 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間における3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他管理者の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 4 第1項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は改正前の給与規程第5条の12に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（補則）

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第5号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（初任給調整手当）

第16条 広域異動職員であって給与条例第6条に規定する職は、次に掲げる職員の職とする。

- (1) 病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受けるもの
 - (2) 病院事業広域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける薬剤師
- 2 初任給調整手当を支給される広域異動職員は、次に掲げる広域異動職員とする。
- (1) 前項第1号に規定する職に採用された広域異動職員であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た場合にあっては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た場合にあっては38年）、学校教育法に規定する大学院（以下「大学院」という。）の修士課程修了の日から37年、大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経

過した日から36年及び管理者が指定するこれらに準ずる期間（以下「経過期間」という。）内に行われた者

- (2) 前項第2号に規定する職に採用された広域異動職員であつて、その採用が、当該職員に適用される学歴区分に応じた大学（旧専門学校令による専門学校等で管理者の定めるものを含む。）卒業の日から採用の日までの12年内に行われた者
 - 3 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第1項第2号の職員にあつては、12年）を超えることとなる広域異動職員には、初任給調整手当は支給しない。
 - 4 広域異動職員に支給する初任給調整手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項第1号の規定の適用を受ける広域異動職員 別表第14の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（広域異動育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で管理者の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第1項第1号に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第1項第1号に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。
 - (2) 第1項第2号の規定の適用を受ける広域異動職員 別表第14の2の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（広域異動育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。この場合において、当該広域異動職員に適用される学歴区分に応じた大学（旧専門学校令による専門学校等で管理者の定めるものを含む。）卒業の日から採用の日までの期間が1年を超えることとなるものに対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。
 - 5 前項の規定の適用を受ける広域異動職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについては、院長があらかじめ管理者の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところによる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、初任給調整手当を支給される広域異動職員の範囲及び初任給調整手当の支給期間等については、県職員給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

第18条に次の1号を加える。

 - (1) 特定看護分野業務従事手当

第20条第2項第1号ア中「6,800円」を「7,300円」に改め、同号イ(ア)中「3,300円」を「3,550円」に改め、同号イ(イ)中「2,900円」を「3,100円」に改め、同号イ(ウ)中「2,000円」を「2,150円」に改める。

第23条第3項及び第4項中「もっぱら」を「専ら」に改め、同条に次の2項を加える。

 - 5 宮古病院又は八重山病院に勤務する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条に規定する精神保健指定医の指定を受けた広域異動職員医師等（以下次項において「指定医」という。）が精神科医療の業務に専ら従事したときは、勤務1月につき、150,000円（広域異動育児短時間勤務職員等にあつては150,000円に算出率を、広域異動再任用短時間勤務職員等にあつては150,000円に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額）を第2項の額に加算して支給する。
 - 6 宮古病院又は八重山病院に勤務する広域異動職員医師等（指定医を除く。）が精神科医療の業務に専ら従事したときは、勤務1月につき、100,000円（広域異動育児短時間勤務職員等にあつては100,000円に算出率を、広域異動再任用短時間勤務職員等にあつては100,000円に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額）を第2項の額に加算して支給する。

第25条第1項中「（昭和25年法律第123号）」を削る。

第28条の次に次の1条を加える。

（特定看護分野業務従事手当）
- 第28条の2** 特定看護分野業務従事手当は、病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動

職員のうち、医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に規定する医療従事者の専門性に関する認定のうち、管理者が指定する認定を受けた職員又は管理者がこれに準ずると認める資格等を有する職員が、当該認定等に係る看護分野の業務に専ら従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、同項に規定する業務に専ら従事した日1日につき、500円とする。
- 3 管理者（その委任を受けた者を含む。）は、特定看護分野業務従事手当を支給するため、特定看護分野業務従事実績簿（別記様式）を作成するものとする。

第31条第2項中「4,400円」を「6,100円」に改める。

第38条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に規定する職に採用された地域異動職員であって、その採用が、経過期間内に行われた者第38条第2項第2号中「であって」の次に「、その採用が」を加え、「ものとする」を「者」に改め、同条第4項第2号中「初任給調整手当」を「、初任給調整手当」に改める。

第40条の表中「第23条第2項、第3項及び第4項」を「第23条第2項から第6項まで」に、

第26条第1項及び第3項	広域異動支援職員	地域異動支援職員	を
--------------	----------	----------	---

第26条第1項及び第3項	広域異動支援職員	地域異動支援職員	に
第28条の2	病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員	病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員	

改める。

- 第48条第1項中「同条第1項及び第2項」を「同条第1項から第6項までの規定」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「行われたもの」を「行われた者」に改める。

附則第2項中「第7条」を「第14条」に、「別表第11の2」を「別表第11」に改める。

附則第3項中「第8条」を「第15条」に、「別表第12」を「別表第13」に改める。

附則第4項中「別表第12」を「別表第13」に改める。

別表第14の次に次の1表を加える。

別表第14の2（第16条関係）

期間の区分	月額
(1) 採用の日から同日の属する年度の末日まで	50,000円
(2) 採用の日の属する年度の翌年度	46,000円
(3) (2)に掲げる年度の翌年度	42,000円
(4) (3)に掲げる年度の翌年度	38,000円
(5) (4)に掲げる年度の翌年度	34,000円
(6) (5)に掲げる年度の翌年度	30,000円
(7) (6)に掲げる年度の翌年度	26,000円
(8) (7)に掲げる年度の翌年度	22,000円
(9) (8)に掲げる年度の翌年度	18,000円
(10) (9)に掲げる年度の翌年度	14,000円
(11) (10)に掲げる年度の翌年度	10,000円
(12) (11)に掲げる年度の翌年度	6,000円

別表第29を次のように改める。

別表第29 (第38条関係)

病院事業地域異動職員医療職給料表(2)及び(3)適用職員の初任給調整手当区分表

給料表及び学歴区分	給料表及び学歴免許等の区分					
	病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用職(薬剤師に限る)	病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用職(学歴区分が短大卒の者)	病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用職(学歴区分が短大卒の者)	病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用職(学歴区分が短大卒の者)	病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用職(学歴区分が短大卒の者)	病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用職(学歴区分が短大卒の者)
期間の区分						
(1) 採用の日から同日の属する年度の末日まで	50,000円	15,000円	15,000円	14,000円	16,000円	16,000円
(2) 採用の日の属する年度の翌年度	46,500円	14,000円	14,000円	14,000円	15,000円	15,000円
(3) (2)に掲げる年度の翌年度	43,000円	13,000円	13,000円	13,000円	14,000円	14,000円
(4) (3)に掲げる年度の翌年度	39,500円	12,000円	12,000円	12,000円	13,000円	13,000円
(5) (4)に掲げる年度の翌年度	36,000円	11,000円	11,000円	11,000円	12,000円	12,000円
(6) (5)に掲げる年度の翌年度	32,500円	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円
(7) (6)に掲げる年度の翌年度	29,000円	9,000円	9,000円	9,000円	10,000円	10,000円
(8) (7)に掲げる年度の翌年度	25,500円	8,000円	8,000円	8,000円	9,000円	9,000円
(9) (8)に掲げる年度の翌年度	22,000円	7,000円	7,000円	7,000円	8,000円	8,000円
(10) (9)に掲げる年度の翌年度	18,500円	6,000円	6,000円	6,000円	7,000円	7,000円
(11) (10)に掲げる年度の翌年度	15,000円	5,000円	5,000円	5,000円	6,000円	6,000円
(12) (11)に掲げる年度の翌年度	12,000円	4,000円	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円
(13) (12)に掲げる年度の翌年度	9,000円	3,000円	3,000円	3,000円	4,000円	4,000円
(14) (13)に掲げる年度の翌年度	6,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円
(15) (14)に掲げる年度の翌年度	3,000円	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円

備考 病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用をうける職員で大学卒の学歴を有する者にあつては、学歴区分が短大3卒の者と同じ区分を適用する。

別表第33を次のように改める。

別表第33 (第48条関係)

特定業務等従事任期付職員の初任給調整手当区分表

職及び学歴免許等の区分 期間の区分	職及び学歴免許等の区分					
	特定業務等 任期付 医療技術職 員 (薬剤師に 限る)	特定業務等 任期付 医療技術職 員 (学歴区分 が大学卒の 者)	特定業務等 任期付 医療技術職 員 (学歴区分 が短大3卒 の者)	特定業務等 任期付 医療技術職 員 (学歴区分 が短大3卒 の者)	特定業務等 任期付 看護師等 職員 (学歴区分 が短大3卒 の者)	特定業務等 任期付 看護師等 職員 (学歴区分 が短大3卒 の者)
(1) 採用の日から同日の属する年度の末日まで	50,000円	15,000円	15,000円	14,000円	16,000円	16,000円
(2) 採用の日の属する年度の翌年度	46,500円	14,000円	14,000円	14,000円	15,000円	15,000円
(3) (2)に掲げる年度の翌年度	43,000円	13,000円	13,000円	13,000円	14,000円	14,000円
(4) (3)に掲げる年度の翌年度	39,500円	12,000円	12,000円	12,000円	13,000円	13,000円
(5) (4)に掲げる年度の翌年度	36,000円	11,000円	11,000円	11,000円	12,000円	12,000円
(6) (5)に掲げる年度の翌年度	32,500円	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円
(7) (6)に掲げる年度の翌年度	29,000円	9,000円	9,000円	9,000円	10,000円	10,000円
(8) (7)に掲げる年度の翌年度	25,500円	8,000円	8,000円	8,000円	9,000円	9,000円
(9) (8)に掲げる年度の翌年度	22,000円	7,000円	7,000円	7,000円	8,000円	8,000円
(10) (9)に掲げる年度の翌年度	18,500円	6,000円	6,000円	6,000円	7,000円	7,000円
(11) (10)に掲げる年度の翌年度	15,000円	5,000円	5,000円	5,000円	6,000円	6,000円
(12) (11)に掲げる年度の翌年度	12,000円	4,000円	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円
(13) (12)に掲げる年度の翌年度	9,000円	3,000円	3,000円	3,000円	4,000円	4,000円
(14) (13)に掲げる年度の翌年度	6,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円
(15) (14)に掲げる年度の翌年度	3,000円	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円

備考 特定業務等従事任期付看護師等職員で大学卒の学歴を有する者にあつては、学歴区分が短大3卒の者と同じ区分を適用する。

別表第34の次に次の様式を加える。

別記様式 (第28条の2 関係)

特定看護分野業務従事実績簿

勤務対象月		所属長の印		所属名			
年	月分	セクション長の印		職員番号			
		職員の印		氏名			
特定看護分野業務の内容							
備考							
回数	勤務日		備考	回数	勤務日		備考
1	月	日		17	月	日	
2	月	日		18	月	日	
3	月	日		19	月	日	
4	月	日		20	月	日	
5	月	日		21	月	日	
6	月	日		22	月	日	
7	月	日		23	月	日	
8	月	日		24	月	日	
9	月	日		25	月	日	
10	月	日		26	月	日	
11	月	日		27	月	日	
12	月	日		28	月	日	
13	月	日		29	月	日	
14	月	日		30	月	日	
15	月	日		31	月	日	
16	月	日		勤務日数合計		日	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(医師手当の経過措置)

2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間において、この規程の施行の前日から引き続き宮古病院又は八重山病院の精神科に勤務する広域異動職員医師等の改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程第23条第5項（第40条において準用する場合を含む。）又は第23条第6項（第40条において準用する場合を含む。）の規定により加算して支給する医師手当の額は、当該各項に規定する額に次の表の左欄に掲げる手当を支給する期間の区分に応じ、同表右欄に掲げる額（広域異動育児短時間勤務職員等にあつては同表右欄に掲げる額に算出率を、広域異動再任用短時間勤務職員等にあつては同表右欄に掲げる額に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額）を加算して得た額とする。

期間の区分	加算月額
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	50,000円
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	40,000円
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	30,000円
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	20,000円
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	10,000円

(沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 3 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和2年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

沖縄県病院事業局管理規程第6号

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程（平成31年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「毎月1日を起算日とする」を削り、同条第4項中「1箇月」の次に「以内」を加える。

第3条第1項中「各月」を「期間」に、「前条第2項」を「前条第4項の期間」に改める。

第4条第1項中「1月」を「期間」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

対象職員	勤務の種類	始業の時刻及び終業の時刻	休憩時間
北部病院看護部 5階東病棟、5階西病棟、4階東病棟、4階西病棟、3階東病棟、3階西病棟及び救急センターに勤務する看護師	日勤	午前8時から午後4時30分まで	午後零時15分から午後1時まで
	a 日勤	午前8時から午後5時45分まで	午後零時から午後1時まで
	b 日勤	午前8時から午後5時15分まで	午後零時30分から午後1時30分まで
	c 日勤	午前8時から午後6時15分まで	午後零時から午後零時45分まで及び午後3時45分から午後4時まで
	長日勤	午前8時から午後8時30分まで	午後零時から午後零時45分まで及び午後3時45分から午後4時まで
	夜勤	午後5時から翌日の午前8時30分まで	午後8時から午後8時45分まで及び午前1時から午前1時45分まで
	夜勤	午後8時から翌日の午前8時45分まで	午前1時から午前2時まで
中部病院内科救急、内科ICU及びCCUに勤務する医師	A勤務	午前8時30分から午後5時まで	午後零時15分から午後1時まで
	B勤務	午後1時30分から翌日の午前8時30分まで	午後6時から午後7時まで及び午前零時から午前1時まで
	C勤務	午前8時30分から午後零時15分ま	なし

		で	
	D勤務	午前8時30分から午後零時30分まで	なし
	E勤務	午後1時15分から午後5時まで	なし
	F勤務	午後1時から午後5時まで	なし
	G勤務	午前8時30分から午後2時45分まで	午後零時から午後零時30分まで
中部病院看護部 6階東病棟、5階西病棟、周産期センター、南2階病棟、NICU、GCU及びMFICUに勤務する看護師	日勤	午前8時から午後4時30分まで	午前11時45分から午後零時30分まで
	長日勤	午前8時から午後8時30分まで	午後零時から午後1時まで
	夜勤	午後8時から翌日の午前8時45分まで	午後10時から翌日の午前5時までの間の60分
	半日	午前8時30分から午後零時30分まで	なし
	半日	午後零時30分から午後4時30分まで	なし
南部医療センター・こども医療センター特定集中治療室に勤務する医師	A勤務	午前7時30分から午後4時まで	午後零時15分から午後1時まで
	B勤務	午前8時30分から午後5時まで	午後零時15分から午後1時まで
	C勤務	午前9時30分から午後6時まで	午後零時15分から午後1時まで
	D勤務	午前11時30分から午後8時まで	午後5時から午後5時45分まで
	E勤務	午後5時から翌日の午前10時まで	午後10時から午後10時45分まで及び午前3時から午前3時45分まで
	F勤務	午前7時30分から翌日の午前9時45分まで	午後零時15分から午後1時まで、午後5時から午後5時45分まで及び午後10時から午後10時45分まで
南部医療センター・こども医療センター小児科及び小児集中治療室に勤務する医師	A勤務	午前8時30分から午後5時まで	午後零時15分から午後1時まで
	B勤務	午前8時30分から翌日の午前1時30分まで	午後零時15分から午後1時まで及び午後7時から午後7時45分まで
	C勤務	午前零時から午前8時30分まで	午前4時15分から午前5時まで
	D勤務	午後3時30分から翌日の午前8時30分まで	午後7時から午後7時45分まで及び午前3時から午前3時45分まで
南部医療センター・こども医療センター看護部6階南病棟、6階西病棟、5階東病棟、4階西病棟、周産期センター、5階小児病棟、4階小児病棟、ICU、PICU、NICU、第2GCU、MFICU及び救命救急センターに勤務する看護師	日勤	午前8時から午後4時30分まで	午後零時から午後零時45分まで又は午後零時45分から午後1時30分まで
	準夜	午後4時から翌日の午前零時30分まで	午後6時45分から午後7時30分まで、午後7時30分から午後8時15分まで又は午後8時15分から午後9時まで
	深夜	午前零時から午前8時30分まで	午前2時45分から午前3時30分まで、午前3時30分から午前4時15分まで又は午前4時15分から午前5時まで
	日勤A	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後1時45分まで又は午後1時45分から午後2時30分まで
	長日勤A	午前8時から午後8時30分まで	午後零時30分から午後1時15分まで及び午後3時45分から午後4時まで、午後1時から午後1時45分まで及び午後4時45分まで

			分から午後5時まで又は午後1時30分から午後2時15分まで及び午後5時15分から午後5時30分まで
	夜勤	午後8時から翌日の午前8時45分まで	午後11時から午前零時まで、午前零時から午前1時まで又は午前1時から午前2時まで
	時差	午前7時から午後3時30分まで	午前11時45分から午後零時30分まで
	時差	午前7時30分から午後4時まで	午後零時30分から午後1時15分まで
	時差	午前8時30分から午後5時まで	午後零時30分から午後1時15分まで
	時差	午前9時から午後5時30分まで	午後零時30分から午後1時15分まで
	時差	午前10時から午後6時30分まで	午後4時15分から午後5時まで
	時差	午前11時から午後7時30分まで	午後5時45分から午後6時30分まで
	時差	午後零時から午後8時30分まで	午後6時45分から午後7時30分まで
	時差	午後1時から午後9時30分まで	午後7時30分から午後8時15分まで
宮古病院看護部 4階西病棟に勤務する看護師	日勤	午前8時から午後4時30分まで	午前8時から午後4時30分までの間の45分
	長日勤	午前8時から午後8時30分まで	午前8時から午後8時30分までの間の60分
	夜勤	午後8時から翌日の午前8時45分まで	午後8時から翌日の午前8時45分までの間の60分
	準夜	午後4時から翌日の午前零時30分まで	午後4時から翌日の午前零時30分までの間の45分
八重山病院看護部 4階東病棟及び4階西病棟に勤務する看護師	日勤	午前8時から午後4時30分まで	午前8時から午後4時30分までの間の45分
	日勤A	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分から午後5時までの間の45分
	長日勤	午前8時から午後8時30分まで	午前8時から午後8時30分までの間の60分
	夜勤	午後8時から翌日の午前8時45分まで	午後8時から翌日の午前8時45分までの間の60分
	時差	午前11時から午後7時30分まで	午前11時から午後7時30分までの間の45分
	時差	午後零時から午後8時30分まで	午後零時から午後8時30分までの間の45分

附 則

この規程は、令和3年3月29日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第7号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特種勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する規程

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう」に改める。

第2条第1項中「広域異動職員」の次に「（以下「広域異動職員」という。）」を加える。

第3条中「給与規程第2条第2号に規定する地域異動職員」を「給与規程第2条第2号に規定する地域異動職員（以下「地域異動職員」という。）」に、「第2条第1号」を「給与規程第2条第1号」に、「第2条第2号に規定する地域異動職員」を「地域異動職員」に改める。

第4条中「給与規程第2条第3号に規定する病院事業任期付職員」を「給与規程第2条第3号に規定する病院事業任期付職員（以下「病院事業任期付職員」という。）」に、「第2条第1号」を「給与規程第2条第1号」に、「第2条第3号に規定する病院事業任期付職員」を「病院事業任期付職員」に改める。

本則に次の2条を加える。

（感染拡大時業務対応特別手当）

第5条 広域異動職員、地域異動職員又は病院事業任期付職員が、新型コロナウイルス感染症のまん延により県内の医療提供体制がひっ迫し、県立病院の体制を強化する必要があると管理者が認める期間に、第2条第1項に規定する区域において次の各号に掲げる作業に5日以上従事したときは、特殊勤務手当として当該管理者が認める期間につき当該各号に定める額の感染拡大時業務対応特別手当を支給する。

(1) 第2条第1項各号に掲げる作業 200,000円

(2) 県立病院（診療所を含む。）内において新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための対策の企画若しくは実施の作業（以下「感染拡大防止対策作業」という。）又は患者等の治療等において極めて困難な作業であって管理者が定める作業 250,000円

(3) 前2号に掲げる作業以外の作業 100,000円

2 前項に規定する管理者が認める期間に、同項各号に掲げる作業のうち複数の作業にそれぞれ5日以上従事した場合の感染拡大時業務対応特別手当の額は、該当する額のうちいずれか高い金額とする。

3 管理者（その委任を受けた者を含む。）は、感染拡大時業務対応特別手当を支給するため、感染拡大時業務対応整理簿（別記様式）を作成するものとする。

（感染拡大時派遣対応特別手当）

第6条 広域異動職員、地域異動職員又は病院事業任期付職員が、その勤務する県立病院の区域以外の第2条第1項に規定する区域（患者等の搬送に使用する自動車の内部を除く。）において同項各号に掲げる作業、感染拡大防止対策作業又はこれらに準ずるものとして管理者が認める作業に従事することを命ぜられ、前条第1項に規定する管理者が認める期間に当該命令に基づく作業に従事したときは、特殊勤務手当として感染拡大時派遣対応特別手当を支給する。

2 前項の手当の額は、同項に規定する作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる区分にそれぞれ該当する職員の感染拡大時派遣対応特別手当の額は、該当する額のうちいずれか高い金額とする。

(1) 給与規程第5条第1項第2号アに掲げる給料表又は給与規程第35条第1項第2号アに掲げる給料表の適用を受ける職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前項に規定する作業に従事した時間が4時間以上である場合 30,200円

イ 前項に規定する作業に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 11,325円

ウ 前項に規定する作業に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 7,550円

エ 前項に規定する作業に従事した時間が2時間未満である場合 3,775円

(2) 感染拡大防止対策作業に従事した職員であって、給与規程第5条第1項第2号イに掲げる給料表若しくは同号ウに掲げる給料表又は給与規程第35条第1項第2号イに掲げる給料表若しくは同号ウに掲げる給料表の適用を受ける職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 感染拡大防止対策作業に従事した時間が4時間以上である場合 14,720円

- イ 感染拡大防止対策作業に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 5,520円
 - ウ 感染拡大防止対策作業に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 3,680円
 - エ 感染拡大防止対策作業に従事した時間が2時間未満である場合 1,840円
- (3) 前項に規定する作業のうち感染拡大防止対策作業以外の作業（以下この号において「その他作業」という。）に従事した職員であつて、給与規程第5条第1項第2号イに掲げる給料表若しくは同号ウに掲げる給料表又は給与規程第35条第1項第2号イに掲げる給料表若しくは同号ウに掲げる給料表の適用を受ける職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額
- ア その他作業に従事した時間が4時間以上である場合 11,040円
 - イ その他作業に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 4,140円
 - ウ その他作業に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 2,760円
 - エ その他作業に従事した時間が2時間未満である場合 1,380円
- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 前項に規定する作業に従事した時間が4時間以上である場合 6,240円
 - イ 前項に規定する作業に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 2,340円
 - ウ 前項に規定する作業に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 1,560円
 - エ 前項に規定する作業に従事した時間が2時間未満である場合 780円

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条関係）

感染拡大時業務対応整理簿

対象期間		所属名	所属長の印			
年 月 日から 年 月 日まで		セクション名	セクション長の印			
職員番号	職員氏名 印	5日以上従事した作業内容 (該当箇所○を記入)			支給金額 (円)	
		1号作業	2号作業	3号作業		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					

附 則

この規程は、令和3年3月29日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の規定は、令和2年12月14日から適用する。

沖縄県病院事業局訓令第4号

沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項及び3の項を次のように改める。

2 看護部長	1 組織管理	看護部門の方針を実現するために、予算、人材その他の資源を活用するとともに、課題の解決に向けて行動することができる。
	2 看護の質管理	看護部門を指揮監督し、看護の質を改善するための課題を把握し、及び解決することを目的とした取組を行うことができる。
	3 人材育成	病院に必要な看護人材を育成するため、各職員に応じたキャリア形成を支援する取組を行うことができる。
	4 危機管理	病院において予測されるリスクを回避するために必要な対策を講ずるとともに、事故又は問題が発生した際には、その影響を最小限に抑えるため、他部門と連携して対応することができる。
	5 企画	病院の課題を解決するために必要な対策を企画し、他部門と連携して推進することができる。
3 副看護部長	1 組織管理	看護部門の方針を実現するために、予算、人材その他の資源を活用するとともに、課題の解決に向けて行動することができる。
	2 看護の質管理	患者を取り巻く複雑な状況を把握して適切な対応を行うとともに、看護部門の看護の質を改善するための課題の把握及び解決に取り組むことができる。
	3 人材育成	病院に必要な看護人材を育成するために、各職員に応じて機会を提供し、キャリア形成を支援することができる。
	4 危機管理	看護部門において予測されるリスクを回避するために必要

		な対策を講ずるとともに、事故又は問題が発生した際には、その影響を最小限に抑えるため、当該事故又は問題の重大性及び影響を踏まえて対応することができる。
	5 企画	看護部門の課題を解決するために必要な対策を企画し、他部門と連携して推進することができる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第5号

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の部看護部長の項及び副看護部長の項を次のように改める。

看護部長	1 組織管理	看護部門の方針を実現するために、予算、人材その他の資源を活用するとともに、課題の解決に向けて行動する。
	2 看護の質管理	看護部門を指揮監督し、看護の質を改善するための課題を把握し、及び解決することを目的とした取組を行う。
	3 人材育成	病院に必要な看護人材を育成するため、各職員に応じたキャリア形成を支援する取組を行う。
	4 危機管理	病院において予測されるリスクを回避するために、必要な対策を講ずるとともに、事故又は問題が発生した際には影響を最小限に抑えるため、他部門と連携して対応する。
	5 企画	病院の課題を解決するために必要な対策を企画し、他部門と連携して推進する。
副看護部長	1 組織管理	看護部門の方針を実現するために、予算、人材その他の資源を活用するとともに、課題の解決に向けて行動する。
	2 看護の質管理	患者を取り巻く複雑な状況を把握して適切な対応を行うとともに、看護部門の看護の質を改善するための課題把握及び解決に取り組む。
	3 人材育成	病院に必要な看護人材を育成するために、各職員に応じて機会を提供し、キャリア形成を支援する。
	4 危機管理	看護部門において予測されるリスクを回避するために必要な対策を講ずるとともに、事故又は問題が発生した際には、その影響を最小限に抑えるため、当該事故又は問題の重大性及び影響を踏まえて対応する。
	5 企画	看護部門の課題を解決するために必要な対策を企画し、他部門と連携して推進する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第6号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を

次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項第1号ア中「6,800円」を「7,300円」に改め、同号イ(ア)中「3,300円」を「3,550円」に改め、同号イ(イ)中「2,900円」を「3,100円」に改め、同号イ(ウ)中「2,000円」を「2,150円」に改める。

別表第7第3項の表を次のように改める。

3 会計年度任用薬剤師

期間の区分	月額
(1) 採用の日から同日の属する年度の末日まで	50,000円
(2) 採用の日の属する年度の翌年度	46,500円
(3) (2)に掲げる年度の翌年度	43,000円
(4) (3)に掲げる年度の翌年度	39,500円
(5) (4)に掲げる年度の翌年度	36,000円
(6) (5)に掲げる年度の翌年度	32,500円
(7) (6)に掲げる年度の翌年度	29,000円
(8) (7)に掲げる年度の翌年度	25,500円
(9) (8)に掲げる年度の翌年度	22,000円
(10) (9)に掲げる年度の翌年度	18,500円
(11) (10)に掲げる年度の翌年度	15,000円
(12) (11)に掲げる年度の翌年度	12,000円
(13) (12)に掲げる年度の翌年度	9,000円
(14) (13)に掲げる年度の翌年度	6,000円
(15) (14)に掲げる年度の翌年度	3,000円

備考 この表は、会計年度任用薬剤師に適用する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第7号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の一部を改正する訓令

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう」に改める。

第2条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」の次に「（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）」を加える。

第3条中「会計年度任用職員規程第2条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員規程第2条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）」に、「第2条第2項」を「会計年度任用職員規程第2条第2項」に、「第2条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改める。

本則に次の4条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の感染拡大時業務対応特別手当）

第4条 フルタイム会計年度任用職員が、新型コロナウイルス感染症のまん延により県内の医療提供体制がひっ迫し、県立病院の体制を強化する必要があると管理者が認める期間に、第2条第1項に規定する区域において次の各号に掲げる作業に5日以上従事したときは、特殊勤務手当として当該管理者が認める期間につき当該各号に定める額の感染拡大時業務対応特別手当を支給する。

(1) 第2条第1項各号に掲げる作業 200,000円

(2) 県立病院（診療所を含む。）内において新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための対策の企画若しくは実施の作業（以下「感染拡大防止対策作業」という。）又は患者等の治療等において極めて困難な作業であって管理者が定める作業 250,000円

(3) 前2号に掲げる作業以外の作業 100,000円

2 前項に規定する管理者が認める期間に、同項各号に掲げる作業のうち複数の作業にそれぞれ5日以上従事した場合の感染拡大時業務対応特別手当の額は、該当する額のうちいずれか高い金額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の感染拡大時派遣対応特別手当）

第5条 フルタイム会計年度任用職員が、その勤務する県立病院の区域以外の第2条第1項に規定する区域（患者等の搬送に使用する自動車の内部を除く。）において同項各号に掲げる作業、感染拡大防止対策作業又はこれらに準ずるものとして管理者が認める作業に従事することを命ぜられ、前条第1項に規定する管理者が認める期間に当該命令に基づく作業に従事したときは、特殊勤務手当として感染拡大時派遣対応特別手当を支給する。

2 前項の手当の額は、同項に規定する作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる区分にそれぞれ該当する職員の感染拡大時派遣対応特別手当の額は、該当する額のうちいずれか高い金額とする。

(1) 会計年度任用職員規程第31条第2号アに掲げる給料表の適用を受ける職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前項に規定する作業に従事した時間が4時間以上である場合 30,200円

イ 前項に規定する作業に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 11,325円

ウ 前項に規定する作業に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 7,550円

エ 前項に規定する作業に従事した時間が2時間未満である場合 3,775円

(2) 感染拡大防止対策作業に従事した職員であって、会計年度任用職員規程第31条第2号イに掲げる給料表又は同号ウに掲げる給料表の適用を受ける職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 感染拡大防止対策作業に従事した時間が4時間以上である場合 14,720円

イ 感染拡大防止対策作業に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 5,520円

ウ 感染拡大防止対策作業に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 3,680円

エ 感染拡大防止対策作業に従事した時間が2時間未満である場合 1,840円

(3) 前項に規定する作業のうち感染拡大防止対策作業以外の作業（以下この号において「その他作業」という。）に従事した職員であって、会計年度任用職員規程第31条第2号イに掲げる給料表又は同号ウに掲げる給料表の適用を受ける職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア その他作業に従事した時間が4時間以上である場合 11,040円

- イ その他作業に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 4,140円
- ウ その他作業に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 2,760円
- エ その他作業に従事した時間が2時間未満である場合 1,380円

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 前項に規定する作業に従事した時間が4時間以上である場合 6,240円
- イ 前項に規定する作業に従事した時間が3時間以上4時間未満である場合 2,340円
- ウ 前項に規定する作業に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 1,560円
- エ 前項に規定する作業に従事した時間が2時間未満である場合 780円

(パートタイム会計年度任用職員の感染拡大時業務対応特別手当)

第6条 第4条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当に相当する報酬」と、同項及び同条第2項中「感染拡大時業務対応特別手当」とあるのは「感染拡大時業務対応特別手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の感染拡大時派遣対応特別手当)

第7条 第5条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当に相当する報酬」と、同項及び同条第2項中「感染拡大時派遣対応特別手当」とあるのは「感染拡大時派遣対応特別手当に相当する報酬」と、同項中「前項の手当」とあるのは「前項の手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和3年3月29日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県病院事業局会計年度任用職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の規定は、令和2年12月14日から適用する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--